

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 23 件

国民年金関係 10 件

厚生年金関係 13 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、平成2年3月1日に県職員を退職し、同年2月に設立された会社の役員として再就職したが、その会社が厚生年金保険の適用事業所になるのが同年4月からであることが分かったため、年金の空白期間になる申立期間について、市役所国民年金課に相談に行ったところ、窓口で「たとえ1か月間でも年金継続のためには国民年金に加入した方がよい」と言われ、必要書類を記入し、その場で国民年金保険料を納付した。

その際、私の妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きも行い、その保険料については、納付書を送付すると言われ、別途、妻が納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の地方職員共済組合員の資格喪失に伴うその妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きは、申立人の主張どおり、申立人側の届出により行われたものであることが申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料の納付書の作成日等から推察できる。

また、申立人が居住していた市では、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが行われた場合にはその配偶者についても国民年金の加入勧奨を行っていたとしており、もともと申立人自身の国民年金の相談のために市役所に出向いたとする申立人がその妻の種別変更手続きを行ったのであれば、申立人自身の国民年金の加入手続きも併せて行ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

A事業所は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、18年1月6日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から同年12月31日まで

昭和15年にB鉱山に鉱夫として就職し、その後、軍隊に入隊することとなり、17年末に退社した。在職中の昭和17年半ばころに会社から労働者はすべて労働者年金保険に加入しなければならないこと等についての説明があったことを記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の元同僚が申立てに係る事業所において厚生年金保険の加入記録があることから、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険業務センターが保管している申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の旧姓の漢字と漢字が異なるものの読み方が同じで、生年月日の年月が申立人と同じであるにもかかわらず、申立人とは別人とされている者が昭和17年6月1日から18年1月6日まで厚生年金保険に加入している基礎年金番号に統合されていない記録が確認できる。

さらに、申立てに係る事業所に昭和17年から19年まで勤務していた申立人の元同僚が「申立人はB鉱山に勤務しており、昭和17年ごろには一緒に働いていた。同鉱山には申立人の旧姓の読み方と同じ氏名の者はいなかった。」と供述していることから、この別人とされている者の申立てに係る事業所における勤務実態はなかったと考えられる。

加えて、申立人は、「出征時に会社の同僚から送られた日章旗に私の姓の一文字が誤って記載されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、この別人とされている者の加入記録は、申立人に係るものであると推認でき、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、18 年 1 月 6 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 1 月 6 日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳から 80 円とすることが妥当である。

## 岡山厚生年金 事案 400

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年9月5日に、資格喪失日に係る記録を昭和52年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月5日から同年10月15日まで

昭和52年9月にA事業所に入社し、10月中旬まで勤務したが、厚生年金保険の加入期間をみると、加入していないことになっている。しかし、給与支給明細書をみると、厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び事業主の回答により、申立期間について、申立人がA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月21日から同年2月21日まで

昭和34年4月にB事業所に入社し、関連会社への転勤を含め平成13年3月まで継続して勤務していたにもかかわらず、47年1月に関連会社のA事業所に異動した際、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間が生じており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務し(昭和47年1月21日にB事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における資格取得日に係る記録を昭和47年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月21日から同年2月21日まで

昭和43年11月にC事業所に入社し、同社の社名は変更等したが56年4月まで継続して勤務していた。しかし、昭和47年1月にA事業所D営業所からB営業所に転勤した際、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間が生じており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時の上司の証言並びに事業主の回答から、申立人がA事業所に継続して勤務し(昭和47年1月21日にD営業所からB営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B営業所における昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から18年9月1日まで

「ねんきん特別便」が届いた時、平成17年7月に入社したA事業所に係る社会保険庁の記録が気になって調べてみると、17年10月から18年8月までの標準報酬月額が14万2,000円となっていた。給与明細書では、平成17年10月に昇給し、申立期間の給与月額が18万円となっているのでおかしいと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は給与明細書から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岡山厚生年金 事案 410

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和44年6月17日、資格喪失日は、45年9月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年6月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から45年7月までは2万2,000円、同年8月については3万9,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月17日から45年9月1日まで

昭和44年に公共職業安定所の紹介でA事業所に就職した。事務の仕事を行っており、当時、保険料等を引かれた後の金額を給料としてもらっていたと考えていたので、保険料は給料から控除されていたと思う。申立期間中、健康保険被保険者証は持っていたが、交付された時期は覚えていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票により、申立人の旧姓と同姓同名、同一生年月日の者について基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者証は、旧姓から新姓に氏名変更となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合の記録は申立人に係るものであると確認でき、当該事業所の事業主は、申立人が昭和44年6月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和44年6月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から45年7月までは2万2,000円、同年8月については3万9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

私は、A事業所B支店に、昭和38年1月1日から39年6月30日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録では、資格喪失年月日が同年6月30日と記録されており、同年6月の1か月が加入期間とされていない。加入記録を訂正していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した職歴証明書及び当該事業所の回答から、申立人は、A事業所B支店に昭和39年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から同年8月まで

申立期間当時は、夫が仕事をしておらず、私がパート勤務をしていたが、せめて自分の国民年金保険料だけは払っておかなければならないと思い、私が銀行で納付していた。平成12年9月にパート先の事業所で厚生年金保険被保険者となりほったしたのを覚えており、それまでの間は未納が無いよう国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る納付方法等について具体的な記憶が無いため、申立期間の保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録では、平成14年6月12日付けで過年度保険料の納付書が作成されており、申立期間に未納があったことが推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年3月までの期間、46年4月から同年9月までの期間及び48年4月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から44年3月まで  
② 昭和46年4月から同年9月まで  
③ 昭和48年4月から50年12月まで

私が居住していた地区が新しい区として分離発足した直後の昭和49年8月又は9月ごろ、自宅を訪問して来た区役所年金係の職員に過去の未納であった国民年金保険料を納付するよう勧められたが、保険料額が70万円以上と高額であり、一度に払えなかったため3回に分割して、2か月から3か月おきに当該職員に自宅で納付した。その後の保険料は毎月銀行で納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和49年7月に転居したが、国民年金の被保険者管理上では、53年12月18日にその所在が確認され、それまでの間は不在者として取り扱われていたことが国民年金手帳記号番号払出簿等の記録により確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期において、申立人が居住していた区では、申立人が国民年金被保険者であることを認識していなかったと推察される。

また、申立人は、さかのぼって納付した国民年金保険料額は70万円以上であったと申し立てているが、昭和49年9月ごろにその時点で未納であったすべての保険料を納付した場合の金額と大きく相違する。

さらに、i) 申立人は区役所の年金係職員に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が当時居住していた区が特例納付の保険料を収集することはなかったこと、ii) 社会保険庁の記録では、昭和36年4月から41年6

月までの国民年金保険料は55年6月に特例納付により納付されており、申立人はこの特例納付により年金受給権を取得するために必要な保険料納付済期間を満たしていることが確認できるが、仮に申立てどおり49年の時点で未納の保険料をすべて納付したのであれば、その後このような特例納付を行う必要は無かったと推認されること、iii) 申立人は3回にわたり過去の未納の保険料を分割納付した後は毎月銀行で納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録では51年1月から53年3月までの保険料を54年1月に過年度納付していることなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年7月から6年11月まで

私が24歳の時、自宅を訪ねてきたシルバー人材センターの人から、国民年金保険料をさかのぼって納付することができるという話を聞き、それまで未納であった20歳から4年間分の保険料をすべて納付したいと思ったが、さかのぼって納付できるのは2年間分だけと聞いて、2年間分の国民年金保険料を納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年9月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推察されるが、この時点では、申立期間の一部(平成2年7月から4年7月まで)の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、過年度保険料を分割して、現年度保険料と並行して毎月納付したとしているところ、i) 申立人は月額保険料の2倍相当の保険料を毎月納付した記憶は無い、ii) 申立人の主張どおりであれば、2枚の納付書により納付していたはずと考えられるが、納付書が2枚あったとの記憶は無いこと等、申立人の申立期間の国民年金保険料納付に関する記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年ごろから49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年ごろから49年5月まで  
私の第1子が生まれた昭和43年1月ごろに、私が年を取った時に困らないように、義母が私の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料を納付してくれていたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の義母は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年8月に払い出され、国民年金被保険者資格は同年6月25日に任意で取得されているが、申立人は、申立期間において国民年金の任意加入の対象者であったため、国民年金に加入した時点で申立期間に遡<sup>そきゅう</sup>及して国民年金の被保険者となることはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無く、申立期間において国民年金の被保険者ではなかったと推察される。

さらに、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付方法について義母から具体的な状況を聞いていないなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年12月まで

自宅に来た市役所の職員から、「今だったら昭和36年4月から46年までの国民年金保険料をまとめて納付できるとして、私と養母の国民年金への加入を勧められた。」と養母から聞き、「あなたの国民年金保険料も納めてあげたからね」と養母が言ったのを聞いて、有り難く思った記憶がある。

国民年金の加入手続及び保険料納付は養母が行ったので、詳しいことは分からないが、養母がその市役所職員を通じて私と養母の国民年金の加入手続を一緒に行い、未納となっていた期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の養母は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その養母が自宅を訪れた市役所職員に国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立期間の国民年金保険料は特例納付によらなければ納付することができなかったところ、特例納付の保険料は市役所では収納できなかった。

さらに、申立人の養母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付方法、納付額等についてその養母から具体的な状況を聞いておらず、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から42年6月まで

私は、昭和44年4月に結婚する時、亡母から私の国民年金保険料を姉の分と一緒に納付していると聞いていた。二歳年上の姉は36年11月から納付済みとなっているのに、私は申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権適用により、昭和44年3月ごろに払い出されており、申立期間直後の42年7月から44年3月までの国民年金保険料は44年12月に過年度納付されていることを踏まえると、申立人は、申立期間において国民年金被保険者ではなかったものと推察される。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和36年11月から38年3月まで、申立人の母親が居住する県とは別の地域に居住しており、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付することは不自然と考えられる。

加えて、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 594

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から60年11月まで  
昭和58年4月に私が厚生年金保険適用事業所を退職した時、夫が自分の勤務先の事務員に私の年金について相談したところ、「国民年金に加入した方がよい。」と言われたことから、私は同年5月に町役場で国民年金の加入手続を行った。その時、任意加入のためか係の人が不思議そうにその上司に尋ね、届出を受け付けたことを覚えている。受け付けてくれた係の人が誰だったかも覚えている。国民年金保険料は1万円余りで、私が毎月役場で納付したと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、i) 申立人は当時の国民年金保険料月額が1万円余りであったと述べているが、申立期間の保険料月額と相違すること、ii) 申立人は保険料を毎月納付したとしているが、申立期間当時は、3か月単位の納付方法であったこと、iii) 申立人が申立期間の国民年金の加入に際して対応したとする町役場の職員は、申立期間において国民年金等の窓口業務に携わっていなかったことが確認できること等、申立人の主張は当時の国民年金の制度や事実関係と相違する上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成2年3月まで  
満20歳からの数か年分の国民年金保険料が年ごとに記載されたはがきが届き、平成3年12月ごろ、私の母親がそのはがきを持って、はがきに記載された昭和63年6月から平成3年12月までの国民年金保険料30数万円を一括して農協で納付したので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年1月6日に払い出されており、このころ申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推察されるが、申立人は申立期間において国民年金の任意加入の対象者であったため、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間にさかのぼって国民年金の被保険者となることができなかつた上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親に申立期間当時に申立人の国民年金の加入手続を行った記憶は無く、申立人は申立期間において国民年金の被保険者ではなかつたと推察される。

また、申立人は、国民年金保険料が記載されたはがきの送付を受け、申立人の母親がそのはがきにより保険料を納付したと主張しているが、i) 社会保険事務所及び申立人が居住していた町が国民年金の未加入者に対して国民年金保険料額を記載したはがきを送付していた事実はないこと、ii) 国民年金保険料をはがきのみで納付することはできないこと、iii) 農協では、国民年金の過年度保険料を納付することはできないことなど、申立人の主張には当時の国民年金制度や取扱いに適合しない点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年3月まで  
国民年金保険料については、自分自身で1か月分ずつを毎月銀行で納付していた。保険料額がいくらだったか覚えていないが、昭和42年から満60歳に達するまで毎月納付したので、申立期間について国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、「自分自身で1か月分ずつを毎月銀行で納付していた。」と述べ、数か月分をまとめて納付したことや過年度納付をしたことは無いとしている。

しかしながら、申立人については、申立期間前後において、数か月分をまとめて納付した記録があること（昭和59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を59年6月に、60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を61年6月に納付）、及び過年度納付の記録があること（平成元年度分の保険料を平成3年5月に、2年度分の保険料を3年6月に納付）が確認される上、申立人は申立期間の保険料額も覚えていないとするなど、国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の妻は、申立期間を含む昭和61年4月から平成元年3月までの申立人夫婦の国民年金保険料を自分が納付したと述べており、申立期間の国民年金保険料の納付に係る申立人夫婦の供述に食い違いがある。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年3月まで

結婚した昭和47年に義母が国民年金の加入手続を行ってくれ、加入手続後数年間は義母が保険料を納めてくれていた。その後は、私が夫の分を含めた夫婦二人分の保険料を金融機関などで納めていたが、いつのころからか分からないが、数年間保険料を納めていない時期があったことから、平成3年に国民年金への加入をやめようと思い市役所に相談に行ったところ、「若いから十分納付できるのでやめないように。」と言われ、後日、平成元年度と2年度の2年間について夫婦二人分の国民年金保険料を納めた。市役所に相談した際には、平成元年度と2年度以外の期間に保険料の未納期間があると言われなかったため、私の納付記録に未納期間が有ることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後の数年間は申立人の義母が国民年金保険料を納付してくれており、その後は、申立人が夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てているが、申立人夫婦の国民年金保険料が夫婦同時期に納付されていることがうかがわれるのは、昭和60年6月の保険料（昭和61年1月に納付）までであり、申立期間前の60年7月から61年3月までの国民年金保険料の納付状況をみると、申立人の夫については現年度納付されているのに対し、申立人については過年度納付されていることが確認できるなど、申立期間当時の国民年金保険料については夫婦で納付状況が異なっていたことがうかがわれる。

また、申立人は「平成3年に市役所に相談に行った際、平成元年度と2年度以外の期間に保険料の未納期間があると言われなかった。」と述べているところ、制度上、現年度保険料のみを収納していた市が、申立人の過去の国民年金保険料の納付状況について申立人に詳細な説明を行うことはできない

と推察される。一方、申立人は「いつのころからか分からないが、数年間保険料を納めていない時期があった。」とも述べており、平成元年度以前の期間に未納期間があった可能性が否定できず、申立人及びその夫に係る元年度及び2年度の国民年金保険料について過年度納付が行われた3年5月時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものと推察される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 403

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで

昭和 46 年 4 月から 1 年間は A 市の B 小学校に、47 年から 1 年間は C 町の D 小学校に講師として勤務したが、厚生年金保険の加入記録をみると、いずれの期間においても、加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E 県教育関係職員録等から、申立人が申立期間①及び②において申立てに係る小学校に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る小学校を管轄する F 委員会及び G 委員会は、申立期間①及び②において、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は厚生年金保険の被保険者でなかったものと推認できる。

また、両申立期間当時、申立人と同様の身分であった同僚も申立人と同様に、厚生年金保険に加入していない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 50 年 10 月まで  
昭和 49 年 1 月 A 事業所に入社し、51 年 1 月までガス管の埋設工事を行っていましたが、しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、最後の 2 か月間しか加入記録がなく、納得できない。申立期間中に子供が生まれ、健康保険証を使用したので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認できる。

しかしながら、申立人の同僚は、「申立人と一緒に働いたことは覚えているが、申立人が勤務していた期間については思い出せない。申立人が厚生年金保険に加入していたかについては分からない。」と証言している。

また、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していた同僚の中には厚生年金保険に加入していない者もあり、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立てに係る事業所は解散しており、申立てに係る事実を確認できる人事記録等の関連資料は無い。

加えて、申立人は申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない。

なお、社会保険庁が保管する申立てに係る事業所のオンライン記録に、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 46 年 7 月まで  
兄の知人の紹介で、昭和 45 年 1 月 A 事業所に入社し、46 年 7 月ごろまで調理人として勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、加入記録が全く無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の上司の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の上司は、「申立人は、私のもとで一緒に働いたことは覚えているが、申立人が勤務していた期間については思い出せない。申立人が厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたかについても分からない。」と証言している。

また、申立てに係る事業所の後継会社は、申立期間当時の書類を保存していないことから、厚生年金保険料の控除等申立てに関する資料は確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していた同僚の中には厚生年金保険に加入していない者もあり、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない。

なお、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の被保険者原票に、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 16 日から 35 年 12 月まで  
② 昭和 36 年 1 月から 37 年 1 月まで

昭和 34 年 11 月から 35 年 12 月までの間は、A 事業所に勤務した後、B 事業所に勤務し、C 氏の指示の下鉄板・鉄骨の溶接、切断、加工等の業務に従事していた。

昭和 36 年 1 月から 37 年 1 月までの間は、D 事業所に勤務し、C 氏の指示の下 A 事業所及び B 事業所と同様の業務に従事していた。

しかし、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が全く無く、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「個人事業主の C 氏の指示のもと、請負要員として、申立てに係る事業所において、鉄板・鉄骨の溶接、切断、加工等の業務に従事し、報酬も C 氏から受け取っていた」と証言していることから、申立人と申立てに係る事業所との間に雇用関係は無く、これにより、申立人は申立てに係る事業所の厚生年金保険の被保険者になり得なかったと推認できる。

また、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、申立期間当時、申立てに係る事業所に勤務していた者から具体的な証言を得ることができなかった上、申立てに係る事業所は既に解散しており、申立てに係る事実を確認できる人事記録等の関連資料は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の被保険者名簿に、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月30日から同年8月1日まで  
昭和41年4月にA事業所に入社しているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録をみると、同年8月の加入となっており、加入期間に空白が生じていることに納得できない。申立期間は、子供が小さく、健康保険証が必要であったことから、厚生年金保険に加入していたことは間違いない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所の申立期間当時の事務担当者は、「昭和41年4月のA事業所設立当時は、従業員数が3名であり、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかった。その後数か月して2名が入社し、適用要件を満たし適用事業所になった。」と証言しており、A事業所は、申立期間において、厚生年金保険の非適用事業所であったものと推認される。

また、申立てに係る事業所の事業主及び申立人の元同僚も申立人と同様、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年8月1日以降、厚生年金保険に加入している。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 408

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月から 30 年 3 月まで

申立期間について、A事業所に勤務し、病院の建設現場において配管工事を行っていた。同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私の加入記録がないのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の同僚は、「申立期間当時は、入社と同時に厚生年金保険に加入することは無く、半年後くらいに本採用となった時点で加入していた」と証言している上、同僚に係る厚生年金保険の加入状況をみても、入社後、被保険者資格を取得するまでに約1年ないし数年の期間を要している者もあり、申立期間当時、申立てに係る事業所は、従業員全員までは入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立てに係る事業所に照会しても関係書類は無く、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和34年1月8日から38年5月26日まで  
②昭和38年5月26日から同年8月27日まで

A事業所に係る勤務期間のうち、申立期間①については脱退手当金が支給され、申立期間②については一時退社したことになっているのを社会保険事務所で年金記録をみて初めて知った。A事業所には34年1月に入社してから39年3月に退社するまで継続して勤務しており、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給日は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から2か月後の昭和38年7月27日であり、脱退手当金の支給額も法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、脱退手当金の支給決定後の昭和38年8月27日にA事業所に再就職し、厚生年金保険被保険者の資格を取得しているが、同じ事業所であるにもかかわらず、再就職後は申立期間①当時とは別の厚生年金保険被保険者記号番号を取得しており、脱退手当金を受給したことから別の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A事業所に継続して勤務していたと申し立てているが、当時の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間については分からない。」と証言している上、当該事業所は既に解散しており、事業主も死亡していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、脱退手当金は厚生年金保険に加入している間は請求できないことから、上記のとおり、申立期間①に係る脱退手当金の支給に不自然さがうかがえない以上、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月中旬から 42 年 11 月ごろまで

私は、昭和 41 年 8 月に自衛隊の採用に応募するため、A 市の地方分室に申し出た。その際、採用事務担当官から、「書類審査に 1 か月ほど要するので、その間、B 事業所を紹介するから、そちらで働いていてくれ。」と言われ、同年 8 月中旬から B 事業所の C 営業所に勤務し、トラックの運転手をしていた。B 事業所に入社後 20 日ほど経過したころ、C 営業所の主任から、「自営隊に、『入隊を取り止めて当社を退職し、所在は分からない。』と言っておくから、このまま当社で働いてほしい。」と言われ、42 年 11 月ごろまで B 事業所で働いた。当時、C 営業所には従業員が 30 名くらいいたが、同僚の名前は憶えていない。会社から入社を頼まれたので正社員として入社しており、社会保険に加入しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた B 事業所 C 営業所の主任に係る厚生年金保険の記録が、社会保険庁の記録から確認できることから、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 事業所は、「正社員は厚生年金保険に加入させており、加入記録を保存している。また、雇用保険のみを加入させていた従業員についても、雇用保険の加入記録を保存している。しかし、申立人の記録は、厚生年金保険、雇用保険のいずれの記録も無い。」としている。

また、B 事業所は、申立期間当時、厚生年金基金に加入していたが、企業年金連合会は、「厚生年金基金において、申立人の申立期間に係る加入記録は見当たらない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所における同僚の氏名について記憶が無く、同僚を特定することができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者

原票には、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 414

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 34 年 7 月まで

私は、昭和 33 年 3 月に高等学校を卒業した後、すぐに A 事業所に入社し住込みで働いた。翌年 7 月に同事業所を退職する際、社長から厚生年金保険被保険者証をもらったことを記憶している。また、再就職先の B 事業所に勤務する際に、A 事業所でもらった厚生年金保険被保険者証を提出した記憶があり、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、調査していただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所の当時の事業主の長男は、「当時、私は中学生であったが、申立人が勤務していたことは憶えている。」と供述していることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録に A 事業所が社会保険の適用事業所としての記録が無いことから、申立期間当時、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと推認できる。

また、申立人が同僚とする 5 名について、申立人は姓のみの記憶しか無いため、当時の同僚を特定することができなかった。

さらに、申立人は、A 事業所を退職した際、事業主から厚生年金保険被保険者証をもらい、再就職先の B 事業所に勤務する際に、それを同事業所に提出したと述べているが、申立人が所持している年金手帳の「初めて厚生年金保険の被保険者となった年月日」欄には、昭和 36 年 4 月 12 日と記載されており、同日は、申立人が再就職した B 事業所において被保険者資格を取得した日と一致していることが確認できる。

このほか、A 事業所は既に廃業し、当時の事業主は死亡している上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 10 月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 37 年 1 月から同年 10 月までの加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和 37 年 1 月から同年 10 月まで A 事業所に勤務し、梱包の仕事をしていた。同僚複数と勤務しており、厚生年金保険に加入しているはずであるので申立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された昭和 37 年度の臨時工索引別名簿及び退職者名簿から、申立人が、同事業所に勤務したことは推認できる。

しかしながら、A 事業所の人事担当者は、「臨時工員は、基本的には社会保険に加入させていないが、臨時工員であっても勤務状況により、1 年間ないし 2 年間の試用期間を経た後、社会保険に加入させた者もあった。」と証言しており、事業主は、申立人が申立期間は入社して間もない期間であり、臨時工員で試用期間中でもあったことから、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、同臨時工索引別名簿から、申立人と同じ現場で勤務した同僚は、申立人より 1 か月前に入社しているが、厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が同僚であったとする 9 名のうち 3 名は厚生年金保険に加入しているが、A 事業所の人事担当者は、「被保険者記録のある 3 名は勤務年数が長く、臨時工から正社員になったことにより加入させたと思う。」と供述している上、残りの 6 名については、A 事業所が所有する臨時工索引別名簿及び退職者名簿に記録が無く、証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から同年7月25日まで

私は、昭和21年12月24日、3人でA事業所を設立し、共同代表になった。A事業所は昭和23年1月1日に社会保険の適用事業所となったが、私の社会保険の加入は23年7月25日となっている。私は、設立当時から在籍しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、昭和21年12月24日に当該事業所を設立した当初からの代表取締役であったことが確認できることから、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、3人でA事業所を設立したとしているが、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、設立当時の取締役の人数は4名(申立人を除く。)であることが確認でき、そのうち2名は、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無く、1名は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年1月1日から2か月後(昭和23年3月1日)に被保険者資格を取得しており、残り1名は、2年7か月後(昭和25年8月1日)に被保険者資格を取得していることから、申立人を含めて厚生年金保険の加入の時期はまちまちであり、当時、役員であっても必ずしも適用事業所となった時から厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

また、当時の取締役4名及び申立人が当時在籍していたとする申立人の義弟も既に亡くなっており、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる証言を得ることはできない。

さらに、A事業所は、「申立期間当時の資料等は相当な期間が経過しているため不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、申立に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 417

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 4 日から 44 年 4 月 11 日まで  
② 昭和 44 年 10 月 26 日から 45 年 3 月 11 日まで  
③ 昭和 45 年 4 月 15 日から 47 年 12 月 16 日まで

私は、A市にあったB事業所を昭和47年12月16日に結婚のため退職し、すぐにC市にある実家に帰った。脱退手当金が支給されたとする48年3月14日には、A市には住んでおらず、当時、脱退手当金の制度も知らなかったため脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶も無い。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和48年3月14日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、B事業所は、「昭和47年当時に当社を退職した複数の元従業員から聴取したところ、『脱退手当金について、一時金として受け取るか、再就職先で継続するかについて、口頭による説明があった。』と供述している。」と回答していることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 19 日から 40 年 8 月 20 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

しかし、退職時に脱退手当金についての説明は受けておらず、脱退手当金の制度すら知らない上、退職後に結婚して、住所も夫の住所である A 県 B 市に変わっており、脱退手当金を請求した記憶も無い。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、かつ、同事務所が保管する当時の「脱退手当金裁定請求書」に、申立人の氏名及び捺印が記録されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、昭和 41 年 5 月 \* 日に結婚し転居したので、42 年 7 月に支給されたとする脱退手当金は請求していないと主張しているが、「脱退手当金裁定請求書」には、申立人が結婚した後の 42 年 5 月 8 日とする社会保険事務所の受付印が押されているとともに、請求者の住所として申立人が結婚後に転居したとする住所が記入されていることから、申立人は、脱退手当金を請求した事実を失念しているものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。